

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
鉄道施設総合安全対策事業費補助取扱要領

	平成 20 年 4 月 1 日	機構規程第 1 号
改正	平成 22 年 11 月 18 日	機構規程第 50 号
改正	平成 24 年 4 月 5 日	機構規程第 3 号
改正	平成 25 年 2 月 27 日	機構規程第 36 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日	機構規程第 5 号
改正	令和 3 年 5 月 25 日	機構規程第 27 号
改正	令和 4 年 12 月 13 日	機構規程第 37 号

(通則)

第 1 条 鉄道施設総合安全対策事業費補助（以下「補助金」という。）の交付については独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号)及び同法施行令(平成 15 年政令第 293 号)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)並びに踏切道改良促進法(昭和 36 年法律第 195 号。以下「踏切法」という。)、同法施行令(昭和 37 年政令第 302 号。以下「踏切法施行令」という。)及び同法施行規則(平成 13 年国土交通省令第 86 号。以下「踏切法施行規則」という。)に定めるほか、この取扱要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この取扱要領において、「踏切保安設備整備事業」とは、踏切法に基づき、踏切道の保安設備を整備することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とした事業をいう(同法第 19 条第 1 項の規定による補助を受けようとする事業に限る。)

(目的)

第 3 条 この取扱要領は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）から交付する補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱に関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、踏切保安設備整備事業に係る次の各号に掲げる保安設備の整備事業とする。

一 踏切遮断器

次のいずれかに該当し、踏切遮断器を設置したもの

- イ 自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和 35 年法律 105 号）第 4 条第 1 項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のもの。
- ロ 直近五年間において、二回以上の事故が発生したもの
- ハ 複線以上の区間にあるもの
- ニ 付近に幼稚園又は小学校があることその他の特別の事情により危険性が大きいと認められるもの

二 踏切警報時間制御装置

次の各号に該当し、踏切警報時間制御装置を設置したもの

- イ 列車の速度が異なること等により、列車ごとの警報の開始から列車の到達までの時間について三十秒以上の差があるもの
- ロ 一時間の鉄道交通量（踏切道を通過する列車（入換車両及び新設軌道の車両を含む。）の数を別表 3 に掲げる換算率により換算した数値をいう。第 4 号において同じ。）が十五を超えるもの

三 二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置

踏切遮断機が設置されている踏切道であって、次のいずれかに該当するもので、二段型遮断装置、大型遮断装置又はオーバーハング型警報装置を設置したもの

- イ 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上のもの
- ロ 直近五年間において、二回以上の事故が発生したもの

四 踏切支障報知装置（障害物検知装置の新設に限る。）

踏切遮断器が設置されている踏切道であって、次のいずれかに該当するもので、踏切支障報知装置を設置したもの

- イ 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上のもの
- ロ 直近五年間において、二回以上の事故が発生したもの
- ハ 一時間の鉄道交通量が十五を超えるもの

五 踏切支障報知装置（踏切障害物検知装置のうち高規格のもの又は操作装置に限る。）、踏切警報機（全方位型に限る。）

次のいずれかに該当するもので、踏切支障報知装置又は踏切警報機を設置（増設を含む。）したもの

- イ 一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が五百以上のもの
- ロ 直近五年間において、二回以上の事故が発生したもの
- ハ 付近に老人福祉施設又は障害者支援施設があるもの

六 踏切監視用カメラ

次のいずれにも該当し、踏切法第13条第1項の規定により災害時の管理の方法を定めるべきものとして指定された踏切道を監視するもののうち、踏切監視用カメラを設置したもの

イ 停電時の使用を可能とするバッテリーを備えているもの

ロ 地震により倒壊する危険性が小さいと認められる鉄道施設に設置したもの

ハ 指令所から遠隔で監視できる機能を有するもの

(交付の対象等)

第5条 機構は、別表1中列に掲げる者（以下「補助対象事業者」という。）が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列及び別表2に掲げるものについて。国が予算で定める補助金を受け、これを財源として補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 機構が交付する補助金の額は、次の定めるところによる。

一 補助対象事業者のうち保安設備の整備による指定踏切道の工事が完了した年（保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が1月1日から2月末日までである場合には、前年）の4月1日の属する事業年度の前事業年度末から遡り1年間における鉄道事業（軌道業を含む。）の損益計算において経常利益を生じている鉄道事業者にあつては、工事費決算確定額の3分の1の額

二 補助対象事業のうち前号に掲げる鉄道事業者以外の者にあつては、工事費決算確定額の2分の1の額

(工事費の決算額の算定)

第6条 前条第2項に掲げる工事費の決算額の算定は、次に掲げる基準により行うものとする。

一 保安設備1ヶ所ごとに決算額を査定する。

二 行政庁その他から工事に関し、補助金等の金銭の交付を受けた場合（踏切法に基づく補助金を除く。）には当該工事費からその金額を控除した金額を決算額とする。

三 物品の寄贈を受けた場合は、当該物品について、鉄軌道事業者が附した価格を当該工事費から控除した金額を決算額とする。

四 手持ち資材を使用した場合には、その払出価格を決算額とする。

五 未払となっている費用について、支払義務が確定し得る場合は、決算額と認める。

六 2ヶ所以上の工事のため支出した費用で各保安設備に区分出来ないものは各保安設備ごとの工事費の百分率により配賦する。

七 現業職員を使用した場合は、その給与相当額とする。

八 百分率を算出する場合には、厘以下は四捨五入する。

(申請手続)

第7条 踏切保安設備整備事業に係る補助金の申請手続については、踏切法施行規則に定めるところによる。

(交付決定等)

第8条 踏切保安設備整備事業に係る補助金の交付決定及び額の確定は、次項から第4項までに掲げるところにより行うものとする。

- 2 機構は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、補助金の交付決定及び額の確定を行う。
- 3 機構は、前項による補助金の交付決定及び額の確定を行ったときは、第1号様式による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。
- 4 機構は、前項による通知を行ったときは、すみやかに補助金を交付するとともに、当該補助金の額を踏切法施行令第3条に規定する都道府県又は市町村に所定の通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の整理)

第9条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第10条 補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第11条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定める期間保存しておかなければならない。

- 一 前条に規定する帳簿
- 二 取得財産等の得喪に関する書類
- 三 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第12条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な

管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、取得財産等（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規程により理事長が定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、理事長が別に定める期間は理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(監督)

第14条 機構は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

1. この取扱要領は、平成20年4月1日から施行する。
2. この取扱要領の施行に伴い、鉄道駅耐震補強事業費補助取扱要領（平成18年4月25日機構規程第9号）、地下駅火災対策施設整備事業費補助取扱要領（平成16年7月1日機構規程第26号）、及び地下鉄等災害情報基盤整備事業費補助取扱要領（平成18年4月25日機構規程第8号）は、廃止する。
3. この取扱要領の施行前に廃止前の鉄道駅耐震補強事業費補助取扱要領（平成18年4月25日機構規程第9号）並びに地下駅火災対策施設整備事業費補助取扱要領（平成16年7月1日機構規程第26号）及び地下鉄等災害情報基盤整備事業費補助取扱要領（平成18年4月25日機構規程第8号）の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

4. この取扱要領の一部改正は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金にかかる財産から適用する。

附 則

5. この取扱要領の一部改正は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

6. この取扱要領の一部改正は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

7. この取扱要領の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
8. 改正前の交付要領の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

9. この取扱要領の一部改正は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。
- 10 この取扱要領の一部改正は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

別表 1 補助対象事業者及び補助対象経費

事業内容	補助対象事業者	補助対象経費
踏切保安設備整備事業	踏切法施行令第 2 条に該当する事業者	踏切法施行令第 4 条に掲げる経費

別表 2 踏切保安設備整備事業に係る補助対象経費の詳細（踏切法施行令第 4 条に掲げる経費）

	工事費内容
本工事費	踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置、踏切支障報知装置、（電源設備及び制御装置を含む。）及び踏切監視用カメラを設置するために直接に要して費用
構築物	構築物を設置するために直接に要した費用
附帯工事費	建物又は工作物等の移転又は撤去に直接に要した費用及び本工事を実施するための仮設工事に直接に要した費用
用地費	工事のため土地の所有権、地上権、賃貸権及びその他の権利を取得した場合、その費用並びに整地に直接の要した費用
補償費	物件の移転等に伴う補償に直接に要した費用
機械器具費	工事を実施するために直接に要して機械器具の共用料、損料及び修理費用
工事雑費	工事を実施するために要して費用で前各号以外の費用

別表3 鉄道交通量の換算率

種別	入換車両	線区を通じて最高速度が四〇キロメートル毎時以下であり、かつ、長さが三〇メートル以下である列車	その他の列車
換算率	0.5	0.7	1.0

(第1号様式)

番 号
年 月 日

年度鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付決定及び額の確定通知書
(踏切保安設備整備事業)

殿

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)第10条第1項の規定に基づく 年度踏切保安設備の整備による補助については、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知する。

記

1 補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

2 補助条件は、次のとおりである。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同法施行令(平成15年政令第293号)に従わなければならない。
- (2) 補助金の交付の対象となった踏切道の保安設備の工事費に関する書類を、工事完了後5年間保存しておかななければならない。
- (3) 都道府県又は市町村から踏切道改良促進法第10条第2項の規定による補助金の交付を受けた場合は、別紙様式により遅滞なく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構あてに報告しなければならない。
- (4) 補助事業等により取得した踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置及び踏切支障報知装置については、鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成22年11月18日機構規程第38号)で定める期間を経過するまでは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(別紙)

番 号
年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
氏名又は名称

地方公共団体からの踏切保安設備の整備の補助交付について下記のとおり報告します。

記

- 1 地方公共団体名
- 2 補助金交付の対象となった踏切道の名称及び位置
- 3 上記踏切道の所在地の道路の種別
- 4 補助金の額 金 円

(第2号様式)

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長

踏切道改良促進法第19条の規定による保安設備整備に関する補助金について（通知）

標記について、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

鉄道事業者 又は 軌道経営者名	鉄道事業者 又は 軌道経営者の住所	踏切道の名称	道路の 種別	工事費 (円)	補助率	補助金額 (円)